

学習指導要領等の教育課程の基準等の在り方について

教育課程行政における国の役割（理念・目標）

<これまでの考え方>

「教育の機会均等」，「教育水準（質）の維持向上」のため国で教育課程の基準を設定

<新たな要請>

社会経済の変化や科学技術の進歩を踏まえた「専門的・科学的な知見の活用」
国際的な知の大競争時代における「国際的通用力の向上」

国が基準として示すべき内容（内容）

（各教科等の内容）

各教科等の内容は，全ての児童生徒に共通に指導すべき内容。
必要に応じて，発展的な内容等を加えて指導することが可能。

（授業時数等）

年間授業時数は標準であり，具体的な許容範囲は示していない。
各学校で上回る時数を設定するなどにより必要な授業時数を確保。

国の基準の示し方・程度（方法）

（量的な妥当性）

各学校の特色や児童生徒の個性を生かすため、「総合的な学習の時間」や「選択教科」などを拡大。

（明確性）

現場の創意工夫を生かすために，学習指導要領の記述を大綱化・弾力化。